

津軽地域ごみ処理広域化に係る協議方針

1 協議方針作成の目的

本協議会は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「3市3町2村」という。）のごみ処理の広域化を推進する重要な協議項目を設定し、広域化による住民サービスの一層の向上を図るため、以下に示す協議方針を確認したうえで調整を行うことを目的とする。

2 協議の基本原則

協議にあたっては、次に掲げる項目を基本原則とする。

(1) 一体性確保の原則

広域化する際に、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

(2) 住民サービス向上の原則

住民へのサービス向上に努める。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

(4) 健全な財政運営

広域化後において、健全な財政運営に努める。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

(6) 適正規模準則の原則

広域化後の規模にあった事務事業の見直しに努める。

3 調整の基本的な考え方

協議事項の調整は、次に掲げる基本的な考え方に従い、調整するものとする。

(1) 調整にあたっては、3市3町2村と2組合のこれまでの経緯等を尊重し、広域化後の速やかな融合、一体化が図られ、広域化の効果が最大限発揮できるよう努める。

(2) これまでのごみ処理行政における住民サービスの質や社会経済情勢などを十分に考慮して検討する。

(3) 住民生活に大きな影響がある項目については、試算等を行いながら、調整する。

(4) 国や県を中心とする関係行政機関との協定は、原則として引き継ぐこととする。

(5) 協議会は、協議項目の調整方針を協議することとし、詳細については、事務レベル（幹事会、専門部会）で調整する。

4 協議項目の設定

具体的な協議項目は別に定めることとし、項目の追加等については、必要に応じて行うこととする。

5 調整方針

広域化の調整方針は、次のいずれかとする。

(1) 現行のとおり新組織へ引き継ぐ。(3市3町2村又は2組合が同一であるため。)

(2) () の例により、統合時に統一する。

(3) () の例により、統合時に統一するが、経過措置を設ける。

(4) () の例により、統合後 () 年をめどに統一する。

(5) 統合時に再編する。

(6) 統合後 () 年をめどに再編する。

(7) 統合時まで廃止する。

(8) 統合後 () 年をめどに廃止する。

(9) その他 ()

協議項目の調整方法

- ・ 協議項目を設定し、一覧表を作成
- ・ 項目毎に調整票を作成
- ・ 項目毎に各専門部会へ振り分け
- ・ 項目毎にランク分け
 - Aランク：協議会で決定するもの
 - Bランク：幹事会で決定するもの
 - Cランク：専門部会で決定するもの
- ・ 項目毎に決定時期を設定

○協議・決定の流れ

協議会において、協議・決定していただく項目の全ては、まず専門部会において協議します。Cランクの項目は専門部会で決定となります。

A及びBランクの項目は幹事会に諮ることになります。Bランクの項目については、幹事会において決定となります。

Aランクの項目については、協議会において決定となります。

なお、B及びCランクで決定された項目は、その決定内容を協議会及び幹事会へ報告します。

